

高知県地域医療再生事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域医療再生事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、高知県地域医療再生計画に基づく事業等を推進し、地域医療の確保を図るために、一般社団法人高知医療再生機構（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、関係書類とともに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第5条 規則第7条第1項の規定に基づく補助金の交付の申請の取下げをすることができる期限は、規則第6条の規定による補助金の交付の決定通知書を受けた日から10日以内とする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容（別表第1に掲げる補助対象経費の内容以外の事業を実施する場合に限る。）若しくは補助事業に要する経費の変更（20パーセント以内の減額は除く。）又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業の完了の翌年度から5年間保存しておかななければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対し第3号から前号までに掲げる条件を付さなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。

(概算払)

第7条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前条の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前条の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、その台帳を設け、保管の状況を明らかにしなければならない。

- 2 取得財産等のうち、規則第19条第1項の規定により知事が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 3 補助事業者は、処分を制限された取得財産等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとする（次項において「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ別記第6号様式による処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の場合において、当該取得財産等が知事が別に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(情報の開示)

第 12 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 3 号、第 9 条第 2 項、第 11 条及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条、第6条関係）

経費区分	補助対象経費	補助率
事業費	補助事業者が実施する高知県地域医療再生計画に掲げる事業のうち、将来性を重視した若手医師の育成等の事業に要する委託料、負担金、補助金、貸付金及び寄附金	定額

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
生年月日

令和 年度高知県地域医療再生事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び~~令和3年度~~高知県地域医療再生事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 補助事業の目的及び内容
- 補助金交付申請額 金 円
- 補助事業実施期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 補助事業の経費配分
別紙のとおり
- 添付書類
 - 事業計画書
 - 収支予算書
 - 県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税の納税義務がない旨の申立書

別紙

経費配分計画書

(単位：円)

経費区分	内 容	予算額	摘要
事業費			

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度高知県地域医療再生事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました事業について、下記により変更（中止・廃止）したいので、~~令和3年度~~高知県地域医療再生事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 事業内容及び経費の配分（変更前と変更後とを比較することができるもの）
別紙のとおり

別紙

経費配分変更計画書

(単位：円)

経費区分	内容	変更前の 経費	変更金額	変更後の 経費
事業費				

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度高知県地域医療再生事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました事業について、~~令和3年度~~高知県地域医療再生事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記により概算払によって交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円
残額	円

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度高知県地域医療再生事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました事業の実績報告を、~~令和3年度~~高知県補助金等交付規則第11条第1項及び高知県地域医療再生事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 実績額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

~~令和3年度~~高知県地域医療再生事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金名		
2	補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	金	円
3	補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
4	消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
5	補助金返還相当額（4－3）	金	円

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添えてください。
2 課税事業者であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではありません。

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

高知県地域医療再生事業費補助金に係る取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定がありました
令和 年度高知県地域医療再生事業費補助金により取得した財産等を下記のとおり処分
したいので、~~令和3年度~~高知県地域医療再生事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定に
より、承認を申請します。

記

- 取得財産の品目及び取得年月日
- 取得価格及び時価
- 処分の方法
- 処分の理由